

第 130 回

大栗市議会（定例会）

代表質問・一般質問通告書

大栗市議会

順番	R7年9月質問者		順番	R8年3月質問者			R8年9月決算質疑	
①	しろう結の会	大久保陽一	①	公明市民の会	田村純司	①	創政会	
②	無会派	新庄優子	②	しろう結の会	神吉正男	②	しろう結の会	
③	無会派	片山尚徳	③	しろう結の会	大久保陽一	③	萌芽のあゆみ会	
④	しろう結の会	横山泰幸	④	無会派	新庄優子	④	公明市民の会	
⑤	しろう結の会	廣重希美	⑤	無会派	片山尚徳	⑤		
⑥	しろう結の会	垣口真也	⑥	無会派	内海 昌	⑥		
⑦	無会派	小林俊子	⑦	無会派	船元良子	⑦		
⑧	しろう結の会	幸福定利	⑧	公明市民の会	八木雄治	⑧		
⑨	しろう結の会	神吉正男	⑨	無会派	野口裕紀子	⑨		
⑩	無会派	船元良子	⑩	しろう結の会	横山泰幸	⑩		
⑪	無会派	内海 昌	⑪	しろう結の会	垣口真也			
⑫	無会派	野口裕紀子	⑫	無会派	小林俊子			
⑬	公明市民の会	八木雄治	⑬	無会派	緒方加奈			
⑭	無会派	緒方加奈	⑭	しろう結の会	廣重希美			

順番	R7年12月質問者		順番	R8年6月質問者		順番	R8年9月質問者	
①	しろう結の会	大久保陽一	①	しろう結の会	大久保陽一	①	創政会	神吉正男
②	しろう結の会	横山泰幸	②	無会派	野口裕紀子	②	しろう結の会	大久保陽一
③	無会派	新庄優子	③	公明市民の会	田村純司	③	萌芽のあゆみ会	船元良子
④	無会派	船元良子	④	無会派	新庄優子	④	公明市民の会	田村純司
⑤	無会派	野口裕紀子	⑤	萌芽のあゆみ会	船元良子	⑤	無会派	新庄優子
⑥	無会派	内海 昌	⑥	萌芽のあゆみ会	内海 昌	⑥	しろう結の会	垣口真也
⑦	無会派	小林俊子	⑦	無会派	横山泰幸	⑦	公明市民の会	八木雄治
⑧	無会派	片山尚徳	⑧	公明市民の会	八木雄治	⑧	無会派	片山尚徳
⑨	しろう結の会	垣口真也	⑨	無会派	小林俊子	⑨	無会派	野口裕紀子
⑩	無会派	緒方加奈	⑩	無会派	片山尚徳	⑩	無会派	小林俊子
⑪	しろう結の会	幸福定利	⑪	しろう結の会	幸福定利	⑪	萌芽のあゆみ会	内海 昌
⑫	しろう結の会	廣重希美	⑫	無会派	緒方加奈	⑫	しろう結の会	幸福定利
						⑬	無会派	緒方加奈
						⑭	無会派	横山泰幸
						⑮	萌芽のあゆみ会	廣重希美



代表質問通告書

受付番号 1 号
令和 8 年 8 月 23 日

宍粟市議会議長 様

創政会 代表
宍粟市議会議員 神吉 正男

次のとおり代表質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 23 日 21 時 22 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
市長が描く宍粟市の未来像について	現在策定中の第 3 次宍粟市総合計画は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間を見据えた計画である。これからの 10 年間は、人口減少、少子高齢化、地域公共交通、公共施設など、宍粟市にとって大きな転換期になると考える。 そこで、10 年後の宍粟市をどのようなまちにしたいと考えておられるのかを伺う。市長は人口減少を食い止める施策は行いつつも、人口が減っても豊かに幸せに暮らせるまちにしていこうと言われていた。私も今現在宍粟市に住んでいる人々が幸せであるまちにすべきと考える。 ●10 年後の宍粟市を考えると、人口減少そのものを食い止めることを最優先するのか、それとも、一定の人口減少を前提としながら、市民の暮らしの質を高めていくことを重視するのか、基本的な考えを伺う。 ●人口を何人にするといった数値目標ではなく、市民がどのように暮らし、子どもたちがどのように育ち、地域がどのように活力を持ち、外からどのようなまちとして評価されるのか、描いている 10 年後の宍粟市の姿を伺う。 ●今後 10 年間に限られた財源と人材の中で市政を運営していくためには、宍粟市として特に力を入れる政策を明確にする必要があると考える。これからの 10 年間で特に図るべき政策は何なのか。 しかしまた、今後の人口動態や財政状況を考えたとき、見直しや縮小を検討しなければならない行政サービスはあるか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
	●これまでも「住み続けたい、住んでみたいまち」という方向性 が示されていたが、第3次計画では、市民に何をもって「このま ちに住み続けたい」と感じてもらえるのかを明確にすることが重 要だと考える。「住んでいて良かった、住み続けたい宍粟市」とは、 具体的にどのようなまちとお考えか ●高齢化と人口減少が進む中、車を運転できない高齢者や学生 などにとって、公共交通は生活を支える基盤である。10年後の 宍粟市の公共交通はどのような姿であるべきと考えるか。現在 の公共交通体系を維持することを基本とするのか、それともデ マンド交通、AI等を活用した新たな移動サービスなど、大きく 仕組みを変えていく考えがあるのか。 ●定住人口を増やすことと共に、交流人口である観光客やイベ ント参加者や、二地域居住者、地域活動への参加者、ふるさと 納税者など、宍粟市と継続的な関わりを持つ関係人口も増やし ていくことが重要だと考える。宍粟に関心のあるファンをどの ように増やしていこうと考えているか。 ●老朽化している図書館や給食センターの整備及び総合病院跡 地の活用について考えを伺う。 ●第3次総合計画は、私たちの10年間の計画だけではなく、こ れから生まれてくる子どもたち、そして現在の子どもたちが大 人になったときの宍粟市を描く計画でもある。 市長は10年後、子どもたちから宍粟市はこんなまちだよと言 われるとしたら、どのような言葉を聞きたいと考えるか伺う。



代表質問通告書

受付番号 2 号
令和 8 年 8 月 21 日

宍粟市議会議長 様

しそく結の会 代表
宍粟市議会議員 大久保 陽一

次のとおり代表質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 21 日 8 時 46 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
兵庫県が起債許可団体へ移行後の市への影響について	兵庫県が 8 月 18 日に起債許可団体へ移行した。起債許可団体とは、地方債の発行に国の許可が必要となる団体であり、兵庫県財政の自由度が大きく制約される状況になった。 ① 宍粟市が実施する道路改修、河川対策、産業支援など、多くの事業は県支出金を財源の一部として成り立っている。兵庫県が投資抑制に入った場合、宍粟市への影響をどの程度見込んでいるのか伺う。 ② 教育委員会として教育環境整備などへの影響をどの程度見込まれているのか伺う。また、公立宍粟総合病院として新病院建設への影響をどの程度見込まれているのか伺う。 ③ 宍粟市へ県施設の譲渡や移管、駐在所の廃止、県営住宅が修繕されないなど、どのようなことを想定しているのか伺う。
避難の質を高め命を守るために	熊本県熊本地方を震源とする地震および過酷な暑さにより、被災された方が、身体も心も蝕まれているように感じられる。 ① 兵庫県内の他市も行っている支援として、宍粟市の市営住宅を被災者の方に利用していただくことを検討したのか伺う。 ② 国は、2024 年 12 月に自治体向けの避難所運営指針を改定した。国際基準に沿った清潔なトイレ (T)、温かい食事をつくるキッチン (K)、ぐっすり眠れるベッド (B) の確保が盛り込まれていますが、災害に備えた宍粟市の (T) (K) (B) 準備状況を伺う。
宍粟市への女性のリターン率向上をめざして	平成 17 年 4 月 1 日の宍粟市の人口が 45,781 人、令和 8 年 4 月 1 日の宍粟市の人口が 32,781 人である。平成 17 年度の宍粟市の出生数は 354 人。昨年令和 7 年度の宍粟市の出生数は 107 人であった。合併後の出生数が 3 分の 1 以下になっている。また、平成 2 (1990) 年からの 35 年間で、宍粟市の年少人口 (0～14 歳)

質 問 事 項	質 問 要 旨
	が6割減となった。 ① 出生数の減少が、こども園や幼稚園などの運営に大きく影響を与えていると思うが、市としてこの出生数減少をどのように捉えられているのか伺う。 また、平成21年に策定された宍粟市幼保一元化推進計画について、新たな計画策定はあるのか伺う。 ② 一度、宍粟市から市外へ出られた女性が、宍粟市に帰ってくる女性のリターン率(回復率)が低いと当局は捉えているが、宍粟市へのリターン率の低さが宍粟市の少子化の一因だと認識されているのか伺う。 ③ こども園などで伺った中に「保育教諭や幼稚園教諭の採用が年々困難となっている」ということがありました。公立宍粟総合病院と同じように女性が多く働かされているこども園や保育園が、「JUMP UP SHISO.2027」に参加しやすいようにしてはいかがか。 ④ 女性が生きやすい住みやすい宍粟市にするため、女性が多く働かされている教育・医療・保育・福祉の継続性のある意見交換の場を作り、女性に選ばれる宍粟市にすべきだと考えるがいかがか。 ⑤ 上記意見交換の場で、保育士宿舍借り上げ支援事業など、宍粟市に必要なものの検討ができないだろうか。 宍粟市が実施した宍粟市男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査から、「次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか」という設問に対して、家庭生活、職場、地域活動、社会通念・慣習・しきたり、政治などほぼ全ての分野において、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人が多いだけでなく、その感じ方に男女差が大きいことから、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが根強く存在していることが見てとれる。30代女性の「男性優遇」と感じられている方の比率も高い。このような中で、性別に関係なく、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる環境の整備が求められている。 ⑥ 男女共同参画に関する本市の現状認識を伺う。また、男女共同参画に取り組む意義について所見を伺う。 ⑦ 赤穂市役所で働く非正規の「会計年度任用職員」約130人が、任期切れの来年3月末をもって再任用されず、「雇い止め」となる見通しであるとの新聞記事。赤字続きの赤穂市民病院が「公設民営」の指定管理者制度に移行するのに伴い合理化を

質 問 事 項	質 問 要 旨
市役所の子育てしやすい職場環境づくりについて	進め、市民病院の正規職員 100 人余りを市役所に異動させるための対応。その結果、多くの非正規職員さんが市役所から押し出される異例の事態になる。との新聞報道が 8 月 20 日にあった。非正規職員として多く勤められている女性職員さんに、より多くの影響があるが、この報道を受けての宍粟市の所見を伺う。 豊岡市では、給与、非正規社員割合、若者回復率の男女差を明確にする中で、大きな課題があると認識し、高校生や 20 代の市民のワークショップや、経営者ヒアリングを実施した上で、ジェンダーギャップ解消戦略会議を設置して議論を重ね、職場、家庭、地域、学校を含む町全体のジェンダーギャップ解消に向けた戦略を 2021 年に打ち出し、基本目標、主要手段、成果目標及び事業を体系的かつ細部にわたって整理している。 宍粟市の男女共同参画の具体的な取り組みについて質問する。 ⑧ 企業訪問などをどのような方法で行っているのか。また、どのような効果を期待しているのか伺う。 ⑨ 自治会などの地域における取組を促進するために、どのような働きかけをしているのか伺う。 宍粟市では、「次世代育成支援対策法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画として「しそうささゆりプラン」を策定し、子育てしやすい職場環境づくりの推進及び女性の職場での活躍を推進されている。そこで、下記 4 点について伺う。 ① 5 年前と直近の女性の管理職の割合、それに対する評価を伺う。 ② また上記のうち、公立宍粟総合病院、幼稚園・保育所・認定こども園の職員を除いた女性の管理職の割合、それに対する評価を伺う。 ③ 5 年後の目標を女性の管理職の割合 35%以上とした根拠を伺う。公立宍粟総合病院、幼稚園・認定こども園を含めている理由も合わせて伺う。 ④ 5 年前と直近の男性の育児休業取得率、男性職員が取得できる配偶者出産休暇の取得率、男性職員が取得できる育児参加休暇の取得率と、それに対する評価を伺う。

質 問 事 項	質 問 要 旨
学校給食のない夏休みについて	今年の夏は特にエアコンなしでは耐えられない暑さになった。物価高が市民生活を苦しめている。私の友人は、教員をしていた当時、夏休みが不安だと話していた。子どもが毎日食事をとれているのかを気にして、長期休みになると子どもの家に生活の様子を見に行っていたそうです。 宍粟市の児童生徒が、学校給食のない今年の夏休みを健康に過ごせていたのかを伺う。
指定文化財の保護に向けて	市内に多く存在している、市民にとって大切な宍粟市指定文化財の傷みが進行していると感じる。市としての所見を伺う。



代表質問通告書

受付番号 3 号
令和 8 年 8 月 23 日

宍粟市議会議長 様

萌芽のあゆみ会 代表

宍粟市議会議員 船元 良子

次のとおり代表質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 23 日 23 時 02 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
災害時におけるトイレ環境の確保と衛生管理・備蓄体制について	激甚化する災害により、断水・停電・下水道の停止などライフラインが途絶えることは、十分に予見できるものである。特に被災直後のトイレ環境の確保は、生理現象である以上、対応に猶予がない。東日本大震災や能登半島地震など過去の災害の教訓からも、避難所開設と同時に機能するトイレ対策を整えておくことは、市民の命と健康を守るうえで不可欠である。そのため市民が平時から備えるべきことと、市が責任を持って整備・運用すべきことを明確にし、今日明日にでも起こりうる災害に備え、確実に機能する体制を構築する必要がある。そこで下記質問を行う。 1. 非常用・携帯トイレの備蓄量と各市民局への配送・配置体制について - 本市の最大被害想定である山崎断層帯地震の想定避難者数 4,155 人に対し、現在の携帯トイレ公的備蓄「洋式便器用セット」4,000 枚と「避難所トイレ開設セット」7,000 枚の計 11,000 回分とある。あと期限切れ備蓄が 4,100 枚とあるが、今後の適正量と確保計画を問う。 - 現在山崎の防災センターの携帯トイレを、道路寸断等の孤立リスクが高い一宮・波賀・千種の各市民局や、市職員が常駐しない自主避難所へ、発災直後の数時間以内に配送・配備するための具体的なタイムラインと管理状況を問う。 2. 水の確保と適切な設備配置について - 上水道復旧に最大で約 3 ヶ月と県の想定に対し、下水道は 3 日で復旧することから、マンホールトイレや既存便器の稼働には、流す水の確保が必要となる。地域防災計画（令和 8 年度版）に追加された公共井戸に関し、資料編に登録リストがない。今後、災害時協力井戸登録制度の創設や学校プールの水

質 問 事 項	質 問 要 旨
	をトイレ用水として位置づける考えはあるか伺う。 ● トイレ設備配置について、現在千種市民局に保管されている仮設トイレは5台中2台が和式トイレである。現状の配置の適正化についての考えを伺う。 3. 使用済み携帯トイレの回収処理ルートと衛生管理について ● 避難所で大量に発生する使用済み携帯トイレのゴミに関し、不衛生な状態を防ぐための一時保管ルール、およびパッカー車での圧縮による破裂・飛散事故を防ぐための平ボディ車による安全な回収計画の有無を伺う。 ● 仮設トイレの維持に不可欠な、し尿汲み取りのバキューム車について、民間廃棄物処理業者と計画段階から連携した災害協定又は、委託契約の状況等を伺う。 ● 女性用トイレの衛生環境を守るためにサニタリーボックスを公的な避難資材として、備蓄・配備についての考えを伺う。 4. 市民自身の備えを促す具体的周知と啓発について ● 地域防災計画における市民の自助として、3日分の携帯トイレ備蓄を具体的な数量まで示して啓発し、持ち出し品リストへの追加、使用済み携帯トイレの廃棄方法の周知を行うとともに、11月15日予定の総合防災訓練で市民が実際に装着・使用体験できるプログラムを導入してはどうか。 5. 災害時のペットの同行避難について ● 環境省は8年ぶりに「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を進めている。能登半島地震では、発災直後に多くの避難者がペット同行したものの、避難所に受け入れに関する体制やルールが整っておらず混乱した事例が多く確認された。現在市は飼育頭数を地区別で把握はしているか。またその情報を危機管理課と共有はしているか。今後国の改訂されたガイドラインを元に、ゾーニング等の受け入れ体制を定めてはどうか。 6. 廃校施設を活用した指定避難所の維持管理と運営について ● 現在、指定避難所に廃校となった学校施設も含まれている。これら施設における鍵の保管体制や、電気・上下水道といったライフラインの管理状況を市としてどのように把握してい

質 問 事 項	質 問 要 旨
	るか。また、廃校施設の適切な維持管理および避難所運営のあり方について、市の見解・方針を問う。



代表質問通告書

受付番号 4 号

令和 8 年 8 月 24 日

宍粟市議会議長 様

公明市民の会 代表

宍粟市議会議員 田村 純司

次のとおり代表質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 24 日 9 時 27 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
災害対策の支援について	本年 7 月 28 日「令和 8 年熊本地震」が発生し、多大な被害がありました。8 月下旬には関東地方でも震度 5 弱の地震が発生しており、いづどこで起きてもおかしくない日本において、常日頃から減災・防災を意識し、「災害への備え」に取り組まなければなりません。 本年度兵庫県では、県の防災街区整備方針等に位置付けられた地域を擁する市町を対象に、「災害時の通電火災防止のための感震ブレーカー設置を支援する事業」へ助成されるとの事である。現在、姫路市・赤穂市・福崎町で進められているようである。 この「感震ブレーカー」については、国の内閣府・消防庁・経済産業省も地震による電気火災の対策として効果的であると推奨されている。 そこで、宍粟市においても、山崎町内をはじめ住宅密集地が点在しており、災害時の通電火災防止のため、市独自支援策として(仮称)「感震ブレーカー設置支援補助事業」等を検討してはどうかを伺う。
非喫食児童に対する昼食費相当額支援について	2026 年 4 月より公立小学校の給食食材費を国が自治体に対して支援するようになったが、給食を食べていない児童(非喫食者)に対しては支援が届いていないとのことである。 非喫食者とは、・重度の食物アレルギーで給食を食べられない・宗教上の理由で特定献立を食べられない・不登校で長期間給食を利用できない・医療的理由で弁当が必要等々このような児童は給食を食べていないため、国の支援の対象外である。その結果「給食を食べている児童に支援があるのに、食べられない児童には支援がない」という不公平が生じている現状がある。 宍粟市では、非喫食児童について当然把握されていると思われるが、今後非喫食児童に対する支援を検討されているのかどうかを

質 問 事 項	質 問 要 旨
「母子健康手帳」の名称について	伺う。 近年、子育ての形は大きく変化しており、父親の育児参加は当たり前となり祖父母や里親、さらには多様な家庭形態の中でこどもの成長を支える体制が広がっている。こうした社会状況を踏まえ、宍粟市が交付している「母子健康手帳」について、現在の子育ての実態に即した表現へ見直す方が良いと思うがいかがか。



一般質問通告書

受付番号 5 号

令和 8 年 8 月 21 日

青森市議会議長 様

青森市議会議員 新庄 優子

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 21 日 8 時 30 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
部活動の地域展開での移動手段の確保と子どもの健全な生活環境について	本市は令和 7 年度から、すべての子どもたちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、部活動の地域展開を推進している。本市の子どもが平等に、かつ健康に参加できる環境を整える観点から、市の見解を伺う。 1. 公共交通機関に限られる本市において、子どもたちがこれらの地域クラブ活動に参加するための移動手段が『保護者の送迎が基本』では、共働きの家庭や送迎が難しい家庭の子どもが排除されてしまう。市は『移動手段の地域差』および『家庭環境による機会の不平等』をどのように認識し、解消を図る考えか。 2. 本事業が教育委員会からまちづくり部へ移管された理由の根幹には、地域資源の活用や公共交通等との一体的なまちづくり施策との連携も含まれていると考えるが、子どもたちの豊かな経験の機会を確保するための移動手段の検討状況と、移動手段の方針を示す時期の見通しはあるのか。 3. 教育委員会からまちづくり部への移管にあたり教育的意義を継承すると示されているが、第一次募集の申請状況では平日夜間の活動もあり、生活リズムの乱れが懸念される。成長期にある子どもの健康と休養を確保するため、活動時間だけでなく、終了時刻等の活動時間帯に配慮した基準をどのように設けているか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
誰もが自分らしく過ごせる「居場所」の再定義について	誰もが自分らしく暮らせる宍粟市をめざす上で、ひきこもりや孤立に悩む当事者・ご家族への支援は非常に重要である。本市における居場所のあり方を再定義し、福祉と公共施設が連携した持続可能な居場所づくりを進めるために、市の見解を伺う。 1. ひきこもり支援、就職氷河期支援、子ども・不登校支援、高齢者支援など、本市では複数の分野で「居場所づくり」事業が展開されているが、市は「居場所」をどのような役割や意味をもつものとして捉えているのか。 2. 市は民間事業所に居場所づくり事業を委託しているが、市としてどのような「めざすべき支援の形」を描いて委託を行い、どのようにその成果を測っているのか。 3. 支援体制の充実に向けて、市直営のアウトリーチや専門職による相談との役割分担をどう整理し、どのような連携を図っているのか。 4. 他市では、誰もが気兼ねなく過ごせる居場所や福祉施策の一環として図書館を活用する事例もあるが、本市は、図書館の機能や福祉との連携をどのように位置づけているのか。 5. 地域活動支援センターは、創作的活動や社会との交流促進等を通じて地域との接点を作る施設であり、居場所としての機能も併せ持つがゆえに、委託による居場所事業との境界線が曖昧になっている側面がある。市が責任を持ち「居場所」と「社会参加への機会提供」の役割分担を再定義し、受託事業者が本来の目的に専念できるよう、市としてどのように環境を整えるべきと考えるか。



一般質問通告書

受付番号 6 号

令和 8 年 8 月 21 日

宍粟市議会議員 様

宍粟市議会議員 垣口 真也

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 21 日 8 時 33 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
部活動の地域展開について	国の方針を踏まえ、宍粟市においても令和 10 年 10 月の本格的な始動に向け、「部活動の地域展開」の準備が現在進められている。少子化の進行や教員の働き方改革への対応が求められる中、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化活動を支えていく新たな仕組みづくりは、今後避けて通ることのできない課題であると認識している。 一方で、学校部活動は、単に競技力や技術の向上を目的とした活動ではなく、仲間とともに目標に向かって努力する中で、協調性や責任感、忍耐力、礼儀、社会性などを育み、子どもたちの人格形成に大きな役割を果たしてきた「教育活動」であったと考えている。また、宍粟市は広大な市域を有する中山間地域でもあり、地域によって人口規模や活動環境も異なっている。指導者の確保や育成、活動場所までの移動・送迎の問題、保護者の経済的負担、さらには学校と地域クラブとの連携など、都市部とは異なる宍粟市ならではの課題も少なくないと考えている。 そこで、以下項目について伺っていく。 ① これまで学校部活動が担ってきた教育的意義をどのように捉え、地域クラブ活動に継承していこうと考えているのか。また、『教育の理念を地域クラブへ引き継ぐ仕組み』を考えているのかを伺う。 ② 令和 10 年 10 月という実施時期を決めるに当たり、令和 7 年 2 月のアンケートから現在までに、どこまで子ども・保護者のニーズを再確認したのか、またできたのかを伺う。 ③ 放課後に行われている現在の部活動と比較し、実施後は生徒にも保護者にも従来以上の負担が生じるおそれがある上に、クラブ活動への不参加者が大幅に増えるのではないかと懸念している。市としては、どのように捉えているのか伺う。

質 問 事 項	質 問 要 旨
学力・学習状況調査の結果について	令和4年度から取り組んできた『しそく学力向上推進プロジェクト』によって、各学校における授業改善が進み、過去4年間のデータ分析では、平均学力が向上している学校の割合が全国でも高いという成果が示されたことは、大いに評価したい。一方で、平均学力の向上だけをもって学力向上と捉えるのではなく、学力が伸び悩んでいる子どもたちを含め、すべての児童生徒がどれだけ伸びたのか、また、学習意欲や家庭学習、読書習慣など、学力を支える学習状況がどのように変化したのかを検証する必要があるのではないかと考える。そこで伺っていく。 ① 平均学力が向上した要因をどう考えているのか、これを一過性の結果ではなく持続するためにどう取り組むのかを伺う。 ② 令和7年度の質問紙調査では、矢粟市の生徒は『自分で考え、自分から取り組む』『自分で学び方を考え工夫する』という主体的な学習姿勢が全国平均を上回る一方で、学校外での学習時間は全国を下回っている。この二つの結果を、市教育委員会はどのように分析しているのか伺う。 ③ 「自ら学ぶ意欲」を、継続して学ぶ習慣や粘り強く考える力につなげるため、今後どのように取り組むのか。



一般質問通告書

受付番号 7 号

令和 8 年 8 月 21 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 八木 雄治

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 21 日 13 時 21 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
音声コード技術を活用した情報アクセシビリティと行政サービスの質の向上について	宍粟市は山間部が広く分散し、高齢化率も高い自治体である。こうした地域特性を踏まえ、行政情報、防災情報、教育情報を誰一人取り残さず確実に届ける体制づくりは、今後の市政運営において重要である。そこで、音声コード技術を活用した情報アクセシビリティと行政サービスの質の向上について質問する。 ・高齢者・視覚障がい者への情報提供について。 行政文書の文字が読みづらい高齢者や、紙文書の利用が難しい視覚障がい者にとって、音声コード技術を活用した情報アクセシビリティは有効と考えるが、市は、情報アクセシビリティ向上の必要性をどう認識しているか伺う。 ・防災分野での活用について。 宍粟市には土砂災害や河川氾濫のリスク地域が多く、災害時には孤立するようなところもあるので、「耳で聴くハザードマップ」の整備について伺う。 危険区域、避難所、避難経路などを音声案内できれば、高齢者や視覚障がい者をはじめとする要配慮者に有効であると考えられるが、市として、音声化を推進する考えがあるか伺う。 ・福祉分野での活用について。 高齢者向け音声ガイドについて伺う。 紙文書だけでは理解が難しい高齢者に、手続きを音声案内することは、本人の尊厳保持と家族・介護者の負担軽減につながると考えられるが、市として、音声ガイド整備を検討する考えがあるのか伺う。

質 問 事 項	質 問 要 旨
高齢者と小学生が同じ教室で共に学ぶ「世代共修型授業」の導入について	これまで高齢者との交流は、高齢者が子どもに昔の暮らしや地域の知恵を教える形が中心であった。これも大変意義があるが、私はさらに一歩進め、高齢者を「教える人」だけでなく、子どもたちと一緒に学ぶ「学習者」として通常授業に参加していただくことについて提案します。 算数、理科、図工、音楽などの授業で、高齢者と子どもが同じ課題に取り組むことで、子どもには説明する力や思いやり、多世代との関わりが育まれる。一方、高齢者にとっても、外出や会話、学び直しの機会となり、社会参加、生きがいづくり、孤立防止、介護予防にもつながると考える。 実施に当たっては、学校現場の負担を増やさないことが重要で、新たな授業を作るのではなく、通常授業の中で、希望する高齢者が無理なく参加できる形が必要である。そこで、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、老人クラブ等と連携して参加者募集や調整が必要と考える。 そこで、まずはモデル校を1校程度選定し、月1回程度、少人数から試行し、子ども、高齢者、教職員の声を聞きながら検証してはどうかと考える。以上を踏まえ、次の点について伺う。 ・ 宍粟市は、コミュニティ・スクールに取り組まれており、すでに総合学習で地域性を活かした学習がされており検証もされていると思いますが、今回提案した世代共修型授業の教育的効果について、教育委員会の見解を伺う。 ・ 高齢者の社会参加、生きがいづくり、孤立防止、介護予防にもつながると考えるが、市の見解を伺う。 ・ これまでの総合学習と世代共修型授業を行うことで、教育、福祉、地域づくりをつなぐ「宍粟らしい教育モデル」が出来るのではないかと考えるが、市長の所見を伺う。



一般質問通告書

受付番号 8 号
令和 8 年 8 月 21 日

宍粟市議会議員 様

宍粟市議会議員 片山 尚徳

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 21 日 22 時 38 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
宍粟総合病院の持続的な医療提供について	令和 10 年 3 月開院予定で現在、建設が進められている公立宍粟総合病院については、建屋の骨格が姿を現し、完成への歩みを着実に進めているのがうかがえる。 その姿を目にする市民の思いは、新病院への期待や希望、そして将来の経営や財政負担を案じる声など様々な思いが交錯している。 そして、市内における唯一の救急医療サービスを提供できる基幹病院として、特に北部地域の市民にとっても期待が大きい。 一方で、昨今における諸物価の高騰や、人件費の高騰、長期金利の上昇等を反映した収支シミュレーションが令和 8 年広報しそ 8 月号に掲載された。そこで、新病院について、市としての見解や方針を伺う。 ① 令和 18 年度には、資金不足が予測される中、その不足分は、一時借入金により対応するとしているが、病院経営として、どのような見通しをもっているのか見解を伺う。 ② 新病院の整備によって施設は新しくなるが、経営が長期に渡り維持できなければ市民にとって必要とされる医療サービスを提供できない。新病院を将来にわたって持続可能な病院とするため、どのような経営改善目標を設定するのか伺う。 ③ 病院だから、「罹患してから」「怪我をしてから」医療サービスを受けに行く。という発想から、市民が健康なときから訪れ、気軽に交流し、健康について考えることができる「開かれた病院」として、感染症対策などの解決しないといけない問題点もあるが、気軽に病院へ訪れ利用できるコーヒーストップやコンビニエンスストアなどの民間テナントの導入など、検討できないか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
災害を「知る」から、「体験する」防災教育について。	平成7年の阪神淡路大震災を機に、我が国は地震の活動期に入ったとも言われている。また、地震だけではなく昨今における、気候変動による水害や台風といった自然災害も全国で度々起き、 犬山市においてもそれは例外ではなく、行政が行える対応も限定的になることが予想されることから、地域や住民も一緒になり、まずは、自助・共助で対応する必要がある。そこで、希望する市民や児童生徒、自主防災組織を対象にした、「今日、もし災害が起こったら」という想定で、「避難する・避難所を運営する・子どもの防災体験」を組み合わせた、より実践的な避難や、避難行動を実証検証する試みをするのは如何か。市の見解を伺う。 ① 災害は、いつ、どこで発生するか現在の技術では予測は困難である。自治会や学校、事業所における防災訓練では、避難経路の確認や消火訓練などが行われているが、災害発生時の避難所での生活を事前に体験する「一泊避難所体験」は見聞したことがなく、特に、子ども達にとって、災害時の避難生活を実際に疑似体験することは、防災意識を高める貴重な機会であり、非常食の喫食や、簡易トイレや段ボールベットなどに触れるたりする良い機会だと考えるが、検討実施しては如何か。
獣害に対するDX化について	夜間の動物との接触による交通事故や、農林業従事者を悩まして いる獣害は、個体数の減少どころか、増加傾向にあると感じる。 犬山市猟友会の会員数も年々下降の一途であると共に、猟犬を所有するハンターも高齢化や飼育環境や飼育にもコストも掛かることから、数少なくなっている。 そして実際に駆除活動で使用するGPS機器や周辺機器なども特殊性を有する故に非常に高価であり個人所有での普及も進まない。そこで、少人数による省力化・捕獲・駆除の高効率化に向け獣害対策にもDX化を早々に進めるべきだと感じるが市の見解を伺う。 ① 地温が下がれば、対象物の体温を感知できるサーマル機能（熱感知可視化機能）を搭載したドローンの使用が対象物の捜索・探索に非常に有効と考えるが、市で配備できないか。 ② 市内の地図に各種獣の出没地点・農作物被害・罠等の設置地点・捕獲実績を重ねるなどして、被害と捕獲実績を「見える化」し、地域住民や関係機関などと共有するなどの鳥獣害被害に対応したGIS地図（データ地図）を活用し、進入ルート の遮断や、集中的な駆除の実施に繋げられないか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
	③ 千種町では、ニホンザルの獣害被害が著しく、知能も学習力も高く捕獲用檻での捕獲も至難である。 対象地域にお住まいの市民も農作物の被害に非常に困られている現状がある。音響花火での追い払いも一時的な対処にしかならず、攻めの解決には至っていない。 そこで、サルの群れの行動をGPSで追跡調査したり、監視ドローンや、導入には一定の費用が必要となり、関係機関や地域住民との連携も必要となるが、サルの集落への接近を知らせる通知システムなど、ICTを活用した新たな対策を検討し従来のように、サルが集落に出没してから追い払う「来てからの対応」だけではなく、サルの接近を早期に把握し、その行動を予測することで、集落に侵入する前に先回りして対応する「来る前の対応」へと、獣害対策を転換していく必要があると考えるが、市の見解を伺う。



一般質問通告書

受付番号 9 号
令和 8 年 8 月 22 日

宍粟市議会議員 様

宍粟市議会議員 野口 裕紀子

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 22 日 20 時 42 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
新病院の将来シミュレーションの見直しと、一般会計の負担増および財政影響について	令和 8 年 8 月の市広報誌において、新病院開院後の最新の経営シミュレーションが公表された。しかし、前回の令和 7 年 3 月時点の試算と比較すると、純損益は 10 年間で約 23 億円悪化し、単年度資金収支も大幅な赤字に転落するなど、極めて深刻な事態となっている。将来的に一般会計からの持ち出しがどこまで膨らみ、市の財政にどのような影響を及ぼすのか、令和 8 年 8 月 6 日の文教民生常任委員会における説明を踏まえた検証を行うとともに、新シミュレーションの内容全般および広報 8 月号について、市の認識と方針について以下を質問する。 ① 開院時の現金預金残高、約 18 億円の算定根拠を伺う。 ② 令和 18 年度から現金預金残高がマイナスとなっているが、公営企業において現金預金残高がマイナスになることの意味と影響について、市の認識を伺う。 ③ 「金利上昇により利払い利息が 10 年間で 28 億円増加し、そのうち 14 億円が一般会計の負担増になる」との説明があった。この 14 億円という金額が一般会計負担増の全容なのか伺う。 ④ 一般会計繰入金の合計が前回よりも約 10 億円増加している理由を伺う。



一般質問通告書

受付番号 10 号
令和 8 年 8 月 22 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 小林 俊子

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 22 日 23 時 42 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
第 2 次総合計画の 検証について	現在宍粟市では令和 9 年度以降 10 年間の長期的・計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指標となる「第 3 次宍粟市総合計画」の策定がすすんでいる。そして、本年令和 8 年度は平成 28 年度からの第 2 次総合計画の最終年度となっている。 そこでこの第 2 次総合計画を振り返り、その成果の検証を伺う。 まず、1. 計画策定の趣旨 として まちの将来像を「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」と掲げ、人口減少対策を最重要課題として、「住み続けたい、住んでみたいまち」「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」を基本目標にまちづくりを進めている。また宍粟市地域創生総合戦略では「森林から創まる地域創生」をテーマに定住促進に取り組んできた。 とあります。そこで以下 4 点について伺う。 ① 最重要課題を解決するために行われた事業 ② それぞれの評価指標と実績・評価についての説明 ③ 総合的な検証 ④ 年次検証がローリング方式の 3 カ年計画にどのように反映されたのか 次に、2. 計画の基本的な考え方 について伺う。 【1】 行政の計画ではなく市全体の計画 後期基本計画及び第 2 次戦略は市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が市の将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくための方向性と課題を共有し、その課題の解消に向けた取組を明確にすることで、それぞれの役割のもと、持続的なまちづくりを進める市全体の計画とします。 と記載されています。そこで以下 3 点について伺う。

質 問 事 項	質 問 要 旨
病院事業の新シミュレーションについて	① 市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が市の将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくための方向性と課題を共有できているのか ② 方向性と課題とは何か ③ 課題の解消にむけた取組とは何か 【3】重要課題とその取組を明確にする指針 基本計画は基本構想で示したまちづくりの方向性を踏まえ、各種施策における重要課題と優先すべき取組を示します。さらに、施策の進捗状況や取組の成果が分かる計画とします。と記載されています。そこで以下3点について伺う。 ① 各種施策における重要課題とはなにか ② 優先すべき取組はどの項目か ③ 何を選択して何に集中したのか つぎに令和8年度診療報酬改定、諸物価高騰の影響を考慮し改めて公表された新シミュレーションについて伺う。 ① 開院時令和10年度の現金預金残高が旧シミュレーションにおける14.05億円が新シミュレーションでは18.14億円となっている。増額になっている原因と説明を求める ② 前回と比較して純損益は10年間で22.4億円から45.5億円と2倍以上赤字が拡大している。原因と説明を求める ③ 令和10年新病院開院時における資本はどれくらいになるのか。 ④ 新シミュレーションにおいて、債務超過にならないのか。



一般質問通告書

受付番号 11 号
令和 8 年 8 月 22 日

宍粟市議会議員 様

宍粟市議会議員 内海 昌

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 23 日 16 時 05 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
介護予防・日常生活支援総合事業の今後について	本市では、高齢者人口はおおむねピークを迎えている一方、高齢化率のピークは今後と見込まれている。今後、限られた人材や財源の中で、介護が必要な方には必要なサービスを確実に届けながら、元気な高齢者の方々が出来る限りその状態を維持し、日々の暮らしの中に現れる小さな変化を早期に捉え、適切な支援によって再び本人が望む暮らしや地域での活動につながる仕組みが必要であると考えます。 現在、本市では第 10 期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定が進められている。この機会を、本市の実情に踏まえ、現在取り組まれている介護予防や自立支援の取り組みをさらに充実させ、より効果的につなげていく機会とすべきとの考えから、以下について問う。 ① 総合事業の現状分析と課題について 令和 6 年度の介護予防・日常生活支援総合事業費は、2,131 万 3 千円の減額補正が行われ、決算時において不用額が生じている。当初の見込みと実績に差が生じた要因をどのように分析しているのか。 ② 高齢者の小さな変化を捉え、早期の支援につながる仕組みについて 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、これまでできていたことが少し難しくなる、外出や地域との関わりが減るなど、日々の暮らしの中に現れる小さな変化を早期に捉え、必要な支援につなげることが重要であると考えます。 こうした変化を地域の中でどのように把握・共有し、介護予防や自立支援につなげているのか。 また、宍粟市高齢者福祉計画及び 10 期介護保険事業計画において、高齢者の小さな変化を早期に捉え、必要な支援につなげる仕組みをどのように充実させていく考えか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
	③ 本人が望む暮らしへ戻るための短期集中支援について 生活の中でできない事が増えてきた高齢者を、継続的な介護サービスの利用につなげるだけでなく、本人の状態や「もう一度できるようにになりたいこと」を丁寧に把握し、総合事業における短期集中支援などを活用して、専門職が一定期間集中的に関わることで、再びできることを増やしていく視点が重要であると考えます。本市における短期集中支援は実施されていないが、その必要性についてどのように認識しているのか。また、本市で実施する場合、どのような課題があると考えているか、市の見解を問う。 ④ 宍粟市版・地域復帰支援モデルの構築について 高齢者の変化の把握から、専門職による評価、短期集中支援、必要に応じた移動支援、本人が望む暮らしへの復帰、その後のフォローまでを一体的につなぐ「宍粟版・地域復帰支援モデル」を提案する。本市の地域特性を踏まえ、まずは一つの圏域等でモデル的に実施し、効果や課題を検証する考えはないか。



一般質問通告書

受付番号 12 号

令和 8 年 8 月 23 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 幸福 定利

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 23 日 22 時 14 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
令和 8 年 9 月 1 日 道路交通法改正に 伴う市道の安全対 策について	この度の生活道路制限速度引き下げは、歩行者や自転車の安全を守ることで、特に住宅街や通学路のような、地域の人が日常的に使う狭い道での事故を減らす狙いがあるとされており、警察庁は、中央線がないような生活道路の法定速度を、60 kmから 30 km へ引き下げた。 道路幅員が狭い道での速度を抑えることが、危険を減らすことだけでなく、車がぶつかった場合の被害も小さくなるとされている。 生活道路は子どもや高齢者が通ることが多く、低速での走行の効果が重視され、国や警察では生活道路での通過交通の抑制も重要とされている。 住宅街を抜け道として車が速く走る状況を減らし、人を優先しやすい道路環境をつくり、生活道路を車優先から人優先に近づけるための見直しとされており、歩行者の安全確保、事故防止等被害軽減が中心の目的とされている。 このことから、市は道路管理者としてどのような道路環境とされるのか伺う。 ① 市内での、通勤等時間帯の渋滞を避けるため、迂回路とされる箇所はどのくらいあるのか。 ② 今後、車優先から人優先に近づけるとされているが、市は道路管理者として、どのような安全対策等をされるのか。



一般質問通告書

受付番号 13 号

令和 8 年 8 月 24 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 緒方 加奈

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 24 日 10 時 00 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
すべての市民に届く情報伝達と地域情報化のこれからについて	本市では、市民への情報発信の手段のひとつとして、長年にわたりケーブルテレビを活用した「しそうチャンネル」を放送してきた。地域のイベントや学校行事など、身近な出来事を映像で伝え、市民がまちの様子を知るとともに、地域への関心や愛着、人と人とのつながりを感じる一つの機会となってきたと考える。 一方で、ケーブルテレビの加入率は約 40%となっており、市は情報発信のあり方を見直し、令和 8 年 12 月をもって現在のテレビ放送は終了し、令和 9 年 1 月以降は YouTube を活用した情報発信へ移行する方針が示されている。 そこで、これまでの情報発信の成果を検証するとともに、これから市民にどのように情報を届け、地域の情報を共有していくのかを考えるため、以下の点について伺う。 ①しそうチャンネル終了の判断と YouTube への移行について しそうチャンネルは、光ケーブル網を活用した地域情報化の一環として、ケーブルテレビへの加入促進や地域情報の発信などの役割を担ってきたと認識している。 市は、これまでのしそうチャンネルの役割と成果をどのように評価し、テレビ放送の終了を判断したのか。 また YouTube に移行する理由と、その効果をどのように検証していくのか伺う。 ②地域への関心や愛着、つながりをどのように引き継ぐのか しそうチャンネルでは、地域の行事や学校活動、市民の姿など、身近な出来事が映像で伝えられてきた。テレビ放送終了後も、こうした情報を共有し、市民が地域への関心や愛着を持つことのできる情報発信を、どのように引き継いでいくのか。 また、市民や地域が情報発信に関わる仕組みをどのように構築していくのか伺う。

質 問 事 項	質 問 要 旨
	③情報を受け取りにくい方への対応について テレビ放送から YouTube を活用した情報発信へ移行することで、スマートフォンやインターネットを利用していない方、また利用していても YouTube などの操作に不慣れな方など、必要な情報を受け取りにくくなる方が生じることが懸念される。 こうした方々に対し、必要な市政情報や地域情報を届けるため、どのような対応を考えているのか伺う。 ④災害・緊急時を含めた情報伝達手段について 災害や緊急時には、年齢やデジタル機器の利用状況にかかわらず、必要な情報が確実に市民へ届くことが重要である。 しそチャンネルのテレビ放送終了後、災害・緊急時の情報について、どのような手段を組み合わせ、市民へ迅速かつ確実に届けていくのか伺う。 ⑤「発信する」だけでなく「届く」情報発信について 市では、広報しそ、ホームページ、公式 LINE、しーたん放送、SNS、YouTube など、さまざまな媒体を活用して情報発信を行っている。 今後、それぞれの媒体の役割をどのように整理し、市民の年代や生活スタイル、情報を得る手段の違いに応じて、誰もが必要な情報を受け取ることのできる情報発信体制を構築していくのか、市の考えを伺う。



一般質問通告書

受付番号 14 号
令和 8 年 8 月 24 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 横山 泰幸

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 24 日 10 時 00 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
宍粟市の今後の農業について	今年も毎日暑い日が続いている。降水量も少なく場所によっては稲が渇水により枯れている田んぼも見受けられる。 それに加えて今年の米の概算金は昨年に比べて 4 割減になると思われ、このままでは離農者の増加は止められない。 昨年も継続していただいている肥料転換支援事業、宍粟市農業機械導入補助事業、農業生産資材導入支援事業などは農業従事者にとっては大変ありがたい補助金であるが、申請した時には打ち切りになっていたとの声もある。 農業従事者の負担を少しでも軽減し継続していける為にも農業機械や資材の導入支援事業の増額はできないものか。真剣に農業存続を考えた市の方針をあらためて伺う。
健康づくりポイント事業について	宍粟市では、健康づくりを始めるきっかけづくりと、その後の健康づくりの習慣化を図るために、市が実施する特定健診やがん検診、健康教室やウォーキング教室等への参加でポイントがたまる宍粟市健康づくりポイント事業を実施している。 宍粟市健康づくりポイント事業について、現在の参加状況をどのように分析しているのか。市の見解を伺う。



一般質問通告書

受付番号 15 号

令和 8 年 8 月 24 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 廣重 希美

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 8 月 24 日 11 時 46 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
人と猫が共生するまちづくりについて	宍粟市における猫をめぐる問題については、次の 3 つの現状と課題が存在している。 ・地域トラブルの継続：糞尿やひっかき傷等、住民からの相談が依然として減っていないこと ・福祉的・感情的な側面：猫が住民の生活に癒やしを与えている一方、えさやりや不妊去勢手術のボランティアなど個人の時間や費用負担に依存しており組織化が難しいこと ・多頭飼育崩壊のリスク：飼育下であっても高齢化等に伴い手に負えないような環境に陥るケースがあること トラブルを未然に防ぎつつ、人間と猫が共生できる環境を整える TNR（捕まえて、不妊去勢手術をして、元の場所に戻す）活動等を広く周知し、市としてバックアップしていくことが求められる。これをふまえ、以下について市の見解を伺う。 ① 現状認識と課題解決に向けた取組について 動物ボランティアの識別・防犯・広報を兼ねたアイテムとして、ステッカーやサコッシュ、ネックストラップなどを配布して共通の活動をしているという意識の醸成からはじめられないか。ボランティア同士のつながりはもちろんのこと、市民全体で共通の認識をしていくことにもつながると考えるがいかがか。 ② 飼い主の高齢化に伴う「ペットの終活」について 高齢者の入院や、死亡時の適正飼育支援について市の現状と見解を伺う。相談体制やペットの終活ノートの活用など検討はされているか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
獣害への今後の対応策について	③ 不妊去勢手術の推進について 犬猫トラブルの解決に向け、寄附者の共感を得て不妊去勢手術費用に充てる「使途限定型ふるさと納税」や「ガバメントクラウドファンディング（GCF）」の導入を検討すべきと考えるがいかがか。 耕作者の高齢化も影響して、休耕田・耕作放棄地の面積は年々増加している。その中でも中山間地域直接支払制度や多面的機能交付金なども活用し、現場は一生懸命農地の維持管理を行っている。そして、温暖化が進み命にかかわるような日中の気温と向き合いながら日々成長する雑草と向き合い、草刈り等を実施している。しかし、野生動物は年々人の生活圏に侵入し、そこで暮らす数を増やしている。鹿やイノシシ、猿の被害は深刻で耕作離れの大きな原因になっている。 従来の爆竹だけにとどまらず、千種地域で轟音玉講習会を開催するなど、各地で追い払いに関する動きも進んでいるが、追い払うだけでは数は減らない。 現在、有害駆除期間（3月から11月）はくくり罠の実施が、銃の免許も合わせて持っている人に限られるルールとなっており、銃の保持者が減少してきていることも課題となっている。 そこで今回は特に以下、獣害について市の見解を伺う。 ① 有害駆除期のくくり罠の運用について 現状、有害駆除期間においては銃の免許を有している人でなければくくり罠を設置できないこととなっているが、猟師の高齢化や担い手不足の現状からも、連携体制を考え、くくり罠の設置を銃の免許がない人でも実施できるよう実証からでも試せないか。 ② ガバメントハンターの設置について 有害駆除期間において、箱罠やくくり罠の実施にともない、見回りは設置した本人が行うとしても、もしも罠にかかった場合の対応策が必要である。そこで、獣害を市の大きな課題ととらえ、行政職員が専門性を持ち関われる仕組みとしてガバメントハンターの設置をあらためて検討すべきと考えるがいかがか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
	③ 短期留学制度の導入と狩猟体験ツアーの実施について 狩猟免許を所持している人数は、年々減少傾向にある。このままでは、地域の中で誰も免許を待たない状況が起こりうる。 まずは関心をもってもらうことを考え、狩猟体験ツアーの開催や短期留学制度の導入による、滞在型の狩猟体験へと繋げていき、次世代の担い手育成を行うことが必要であると考えがいかがか。